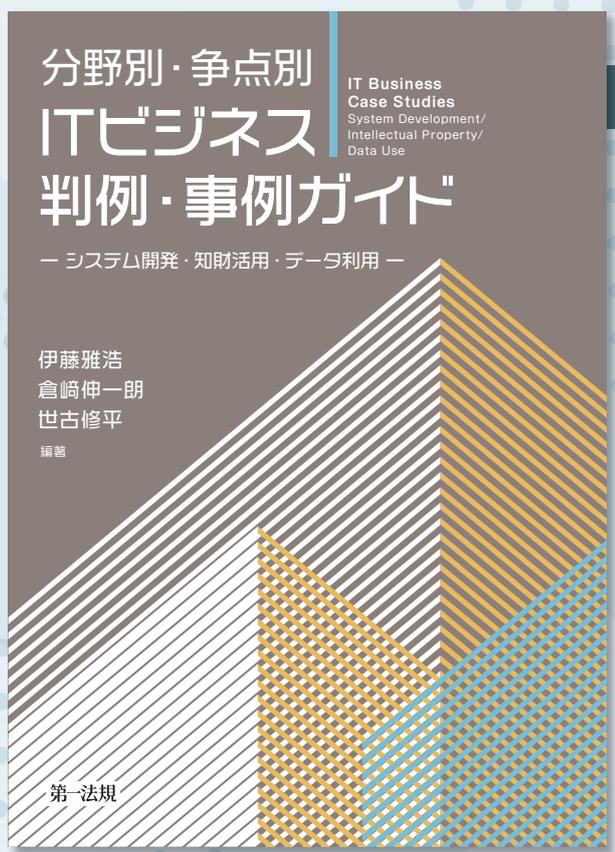


弁護士が参考とすべき **判例** や **事例** が **すぐに見つかる!**
 ITビジネス関連の調査をスムーズに進められる、唯一のガイドブック!



分野別・争点別
ITビジネス
判例・事例ガイド
 —システム開発・知財活用・データ利用—



伊藤雅浩 倉崎伸一朗 世古修平
 編著

[体裁] A5判 / 520頁
[定価] 5,280円 (本体:4,800円+税10%)

本書の特長

Features 01

判例・事例について、「システム開発をめぐる事案」、「知的財産をめぐる事案」、「個人情報保護、ネットサービス関連等に関する官公庁による処分等の事案」に分けて、**分野別・争点別に解説!**

Features 02



「事案の概要」、「争点」、「裁判所(官公庁)の判断」はもちろん、**実務上の指針となる「本判例(事例)のポイント」まで紹介!**

Features 03

弁護士が参考とすべき判例や事例が**すぐに判断することができ、判例・事例調査を行う上で役立つ!**



■ 1 はじめに

第2章では、最近の知財高裁の裁判例を中心に、ITビジネスに関連して主に著作権が問題となったケースを取り上げた。網羅性・体系的ではなく比較的最近の事例紹介となることを重視している。ただ、個別事案に関する判断であっても、契約ドラフト等の実務において参考になる部分もあると思われる。このような本章の位置付けから、裁判例における何らかの「傾向」を論じることは適切ではないが、まず各ケースの特徴を簡単に紹介する。

■ 2 本章で取り上げるケース

(1) ソフトウェア画面に関する著作物性

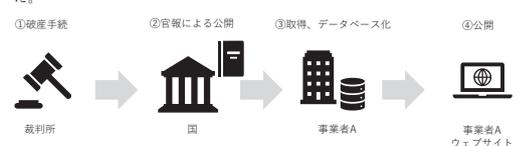
ソフトウェア画面に関する著作物性が主な争点となった裁判例(事例2-1-1～事例2-1-7)では、個別の画面ではなく、画面遷移により相互につながる複数の画面

3 ネットサービス-1 企画
3-1-1 破産者マップ事件
個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について
個人情報保護委員会/令和2年7月29日

□ 事案の概要

(2) プロ
 ブロク
 2-2-1～
 るツル
 実がプロ
 されてい
 う。その
 ローヤチ
 を紹介す
 ればよい

破産手続に際し、国は破産手続開始の公告を行っており、破産者の氏名を含む一連の情報を官報に公開している。事業者Aは、破産者の氏名を含む一連の情報を官報から取得してデータベース化したうえで、自らのウェブサイトに当該情報を掲載することで、誰でも破産者の情報を得ることが可能な状態にした。



個人情報保護委員会は、事業者Aらに対し、必要な措置を講じるまではウェブサイトを開示してはならない旨の勧告を行ったが、対応期限の日までに措置は講じられなかった。そこで、個人情報保護委員会は、事業者Aらに対しウェブサイトを開示を直ちに停止等するよう命令を行った。

なお、個人情報保護委員会は、事業者Aらの所在を知ることができなかったため、公示送達の手法により命令を行った。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
 Fax. 0120-302-640

目次

1 システム

- 1 大規模事件
- 2 契約締結段階
- 3 契約の性質
- 4 ベンダ・ユーザの義務の内容
- 5 完成・不具合
- 6 セキュリティ事故

2 知財

- 1 著作権
 - ソフトウェア画面に関する著作物性
- 2 著作権
 - プログラム等に関する著作物性
- 3 著作権
 - 著作権の帰属、利用許諾等
- 4 著作権
 - ウェブサイトにおける著作物の利用
- 5 著作権
 - ソーシャルメディアにおける著作物等の利用
- 6 商標権
 - ウェブサイトにおける商標の利用

3 ネットサービス

- 1 企画
- 2 設計—UI/UX
- 3 設計—利用規約
- 4 実装
- 5 運用—インシデント対応
- 6 運用—官公庁対応
- 7 運用—ユーザ対応
- 8 サービス終了

1 システム-1 大規模事件
1-1-1 スルガ銀行 vs 日本 IBM 事件控訴審
損害賠償・請求代金等反訴請求控訴事件
東京高判平成25・9・26金融商事1428号16頁 (28213054)

□ 事案の概要

原告（スルガ銀行。ユーザ）が、被告（日本IBM。ベンダ）に対し、原告の銀行業務全般をカバーする新経営システム（本件システム）の開発業務を委託したところ、途中で頓挫したことから、被告の義務違反（不法行為又は債務不履行）を主張して約115億円の損害賠償を求めたのに対し（本訴）、被告から原告に対し、締結済みの個別契約の未払代金等として約125億円の支払を求めた（反訴）。

本件システムの開発は、原告側間で包括的な構築に関する基本合意（本件基本合意①、本件基本合意②及び本件最終合意の3つのバージョン）のほか、多数の個別契約が締結され、これらの合意・契約に基づいて進行していたが、途中で中断することとなった。

原告では、原告の本訴請求を、不法行為に基づく損害賠償請求として、約74億円（原告が被告に対して支払った額のほとんど）の支払を認め、反訴請求のすべてを棄却したため、被告が控訴した。

□ 争点

・プロジェクト・マネジメント義務違反の有無（企画準備から本件基本合意①締結前の段階と、それ以降の段階に分けて論じられている）

□ 裁判所の判断

裁判所は、企画・提案段階という、契約締結前段階におけるプロジェクト・マネジメント義務について、下記のように述べた。

企画・提案段階においては、プロジェクトの目標の設定、開発費用、開発スコープ及び開発期間の組立て・見込みなど、プロジェクト構想と実現可能性に関わる事項の大半が定められ、また、それに基づき、プロジェクト

に伴うリスクも決定づけられるから、企画・提案段階においてベンダに求められるプロジェクトの立案・リスク分析は、システム開発を遂行していくために欠かせないものである。そうすると、ベンダとしては、企画・提案段階においても、自ら提案するシステムの機能、ユーザーのニーズに対する充足度、システムの開発手法、要注後の開発体制等を検討・検証し、そこから想定されるリスクについて、ユーザーに説明する義務があるというべきである。このようなベンダの検証、説明等に関する義務は、契約締結に向けた交渉過程における信義則に基づく不法行為上の義務として位置づけられ、IBMはベンダとしてかかる義務（この段階におけるプロジェクト・マネジメントに関する義務）を負うものといえる。

もっとも、この段階では、ベンダはユーザの業務内容等に精通しているとはいえず、ユーザはシステム開発技術等について精通していないという意味で、情報の非対称性、能力の非対称性が双方に存在するから、ベンダの説明責任とともに、ユーザにおいても自らリスク分析をすることが求められるといううえで、本件においては、IBMにおいては、この段階におけるプロジェクト・マネジメント義務違反はないとした。

続いて、契約締結後である要件定義以降の段階においては、ベンダは、下記のような義務を負うと述べている。再示部分が多いため、一部のみを引用する。

IBMは、前記各契約に基づき、本件システム開発を担うベンダとして、スルガに対し、本件システム開発過程において、適宜求められた情報を集約・分析して、ベンダとして通常求められる専門的知見を用いてシステム構築を進め、ユーザであるスルガに必要な説明を行い、その了解を得ながら、適宜必要とされる修正、調整等を行いつつ、本件システム完成にむけた作業を行うこと（プロジェクト・マネジメント）を適切に行うべき義務を負うものというべきである。

（中略）ベンダとしては、そのような局面（筆者注：当初の想定とは異なる状況が起きること）に応じて、ユーザーのシステム開発に伴うメリット、リスク等を考慮し、適時適切に、開発状況の分析、開発計画の変更の要否とその内容、更には開発計画の変更とその影響等についても説明す

【原告商品と被告商品のカテゴリ構成の比較（判決別紙より抜粋）】

原告商品	被告商品	原告商品	被告商品
1 基本	1 基本	1 基本	1 基本
2 メッセージ	2 メッセージ	2 メッセージ	2 メッセージ
3 ホーム	3 ホーム	3 ホーム	3 ホーム
4 検索機能	4 検索機能	4 検索機能	4 検索機能
5 アドバンスド検索機能	5 アドバンスド検索機能	5 アドバンスド検索機能	5 アドバンスド検索機能
6 詳細検索機能	6 詳細検索機能	6 詳細検索機能	6 詳細検索機能
7 検索履歴	7 検索履歴	7 検索履歴	7 検索履歴
8 検索履歴	8 検索履歴	8 検索履歴	8 検索履歴

□ 争点

・カテゴリの名称と配列自体の編集著作権性

□ 裁判所の判断

裁判所は、原告商品のカテゴリの名称やその階層構造は、ありふれたものであり、それら自体に著作権法上の創作性があるとはいえない、と判断した。

1 カテゴリの名称について

類似サービスとの比較のうえで、以下のとおり判断した。

LINE@を用いた集客、マーケティング支援ツールという原告商品においてどのような機能を実現するかはアイデアに過ぎず、それ自体は著作権法の保護の対象になるものではない。そして、「素材」たる各カテゴリの名称の選択についてみると、上記のような原告商品の性質上、各カテゴリに付す名称は、各カテゴリが果たす機能を一般化・抽象化し、ユーザーにとって容易に理解可能なものとする必要があるため、その選択の幅は自ずと限定される。そのような視点で選択された原告商品の各カテゴ

リ名は、それ自体をみてもありふれたものであり、現に、原告商品の「メッセージ」、「統計情報」というカテゴリ名は他社商品でも用いられているほか、原告商品の「メッセージ」の下に設けられた小カテゴリの各カテゴリ名や「統計情報」の下に設けられた小カテゴリの各カテゴリ名と同一ないし類似したカテゴリ名が他社商品においても用いられている。また、原告商品において用いられている「基本」や「ホーム」といったカテゴリ名は、他社商品においては用いられていないものの、消費者とのコミュニケーションを図るといった観点から頻繁に使われる機能を取りまとめたカテゴリに付されたものであり、上記のような原告商品の性質を踏まえ、カテゴリ名の選択としてはありふれたものである。

2 カテゴリの配列について

各カテゴリ名の配列についてみても、原告商品においては、「基本」という最上位の階層に、消費者とのコミュニケーションを図る上で利用可能な機能を取りまとめ、その中でも消費者とのコミュニケーションを図る上で日常的に利用する機能を「基本」の下の階層の「ホーム」に取りまとめるとなされているほか、多種多様な機能を集めた「ホーム」より下のカテゴリについては、小カテゴリに至るまで階層を設けてカテゴリ分けがされるなど他社商品に比して複雑な階層構造が採用されており、各カテゴリ名の配列について一定程度の工夫はされていると認められる。しかし、ユーザーによる操作や理解を容易にするという観点から、実装した機能の中から関連する機能を取りまとめ、上位階層のカテゴリを設定し、機能の重要性や機能間との関連性に応じて順次下位の階層にカテゴリ名を配列し、多数の選択肢の中から選択されたものであるもの、ありふれたものというべきである。

□ 本判例のポイント（実務上の指針となる点等）

アプリケーションの各機能に関するメニュー表示とその体系的な構成が編集

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キリトリ線

書名	価格	部数
分野別・争点別 ITビジネス判例・事例ガイド [093922] —システム開発・知財活用・データ利用—	定価5,280円(本体4,800円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。)

代金引換により支払います。

現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について

1万円以下の場合、330円(税込)

3万円以下の場合、440円(税込)

10万円以下の場合、660円(税込)

※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

〒 _____

ご住所 _____

TEL _____

ご氏名 _____

TEL _____

E-mail _____

TEL _____

E-mail _____

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokko.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

☎. FAX.0120-302-640

書店印